

平成 21 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 21 年 12 月 25 日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成 21 年第 3 回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第 121 条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前 10 時 00 分）	3
中谷廣一議長のあいさつ	3
竹内 脩管理者開会のあいさつ	3
諸般の報告	4
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定	5
報告第 3 号 専決事項の報告について	5
島田裕総務部長の提案理由の説明	5
認定第 1 号	
平成 20 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	8
永田久美子会計管理者の提案理由の説明	8
西村健史議員の反対討論	11
認定第 1 号 採択	13
議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に 関する条例の制定について	13
島田裕総務部長の提案理由の説明	13
議案第 8 号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について ..	14
島田裕総務部長の提案理由の説明	14
一般質問	16
前田富枝議員の一般質問	16
氷室出張所の兼務運用について	
島田裕総務部長の答弁	16
前田富枝議員の再質問	17
ポンプ車と救急車の兼務運用の継続について	
仙田恵造消防長の答弁	17

前田富枝議員の再再質問	17
今後の氷室出張所における兼務運用についての要望	17
議了宣告	18
竹内 脩管理者閉会のあいさつ	18
中谷廣一議長閉会のあいさつ	18
閉会（午前 10 時 59 分）	19

平成 21 年 12 月 25 日（金）

平成 21 年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成 21 年第 3 回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成 21 年 12 月 25 日（金）

出席議員（16 名）

1 番	池上	公也	7 番	高橋	伸介	13 番	前田	富枝
2 番	太田	徹	8 番	中谷	廣一	14 番	宮本	正一
3 番	大森	由紀子	9 番	中西	秀美	15 番	森	裕司
4 番	北川	健治	10 番	西村	健史	16 番	山本	三郎
5 番	新垣	節子	11 番	肥後	洋一朗			
6 番	鷺見	信文	12 番	堀井	勝			

地方自治法第 121 条による出席者

管理者	竹内	脩	枚方署長	守田	晴行
副管理者	馬場	好弘	枚方東署長	三堀	栄
副管理者	木下	誠	寝屋川署長	岡本	治康
会計管理者	永田	久美子	総務部参事	北之原	信雄
消防長	仙田	恵造	警防部参事	古川	逸郎
消防次長	湯浅	清英	警防部参事	御明	雅之
消防次長兼警防部長	松岡	柁夫	枚方市市民安全部長	奥西	正博
総務部長	島田	裕	寝屋川市理事兼人・ふれあい部長	近藤	輝治

議 事 日 程 (平成21年12月25日 午前10時00分開会)

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 報告第3号 専決事項の報告について
- 日程第3 認定第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第7号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する
条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について
- 日程第6 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6まで

(午前 10 時 00 分)

○議長（中谷廣一君） 皆さんおはようございます。本日は枚方寝屋川消防組合議会を招集させていただきましたところ、年末何かとご多用にもかかわりませず、ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今から平成 21 年第 3 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催いたします。

最初に管理者のあいさつを受けます。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） おはようございます。本日は平成 21 年第 3 回枚方寝屋川消防組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には両市議会終了の大変お疲れのところご出席賜り、誠にご苦労さまに存じます。

今年も残すところあとわずかになり、火災が起こりやすい時期を迎え、本消防組合では 12 月 20 日から昼夜にわたり歳末警戒を実施いたしております。市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら警戒活動に取り組んでまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本年も梅雨前線や台風等の影響により、7 月には山口県や福岡県などで、8 月には兵庫県佐用町を中心にそれぞれ多くの尊い命と財産が失われています。また、10 月には台風 18 号が 2 年ぶりに日本列島へ上陸し、全国各地に大きな被害をもたらし、国民生活に大きな損害を与えたところであります。

火災におきましては、7 月の大阪市此花区のパチンコ店火災をはじめ、11 月の浜松市の麻雀店火災や、東京都杉並区の雑居ビル火災など多数の方が犠牲となる火災が相次いで発生いたしました。

枚方、寝屋川両市では幸いにも大きな災害や火災は発生しませんでした。毎年繰り返す災害の教訓を今後の防災・減災対策に活かしていくことが重要な課題と考えております。そのため、市や消防団をはじめ自主防災組織、また関係機関の皆様と一体となって引き続き危機管理体制を強化しながら、市民生活の安全と安心の確保に努めてまいります。

枚方、寝屋川両市の防災活動拠点の整備といたしまして、平成 19 年度の消防本部・枚方署合同庁舎、平成 20 年度の寝屋川本庁舎に続き、今年度は出張所の耐震補強工事を行い、これにより消防庁舎耐震化促進計画に基づく消防庁舎の耐震化が完了する予定であります。これもひとえに議員の皆様のご理解とご協力のおかげであると深く感謝申し上げます。今後も老朽化の著しい消防庁舎につきましては計画的に改修を行い防災機能の充実・整備に努めてまいります。

指令機能を有する消防本部庁舎の建て替えにつきましては、現在、消防情報システム更新計画検討委員会で消防本部庁舎整備基本構想を策定しているところであり、本年度末頃をめどに議員の皆様にもお示ししていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

平成 18 年から 3 年連続で減少してきました救急件数につきましては、今年はやや増加する見込みであり、今後年末から 2 月頃にかけてさらに救急需要の増大が予測される中で、引き続き救急車の適正利用に向けた取り組みを進めながら、救急体制の確保に取り組んでまいります。

また、新型インフルエンザへの対応につきましては、引き続き両市、保健所、医療機関などと連携しながら万全な体制で臨んでまいります。

また、昨今社会問題となっています傷病者の受け入れ医療機関の確保や、本年猛威を振るった新型インフルエンザに対して、市民の関心や期待が深まる中、医療と救急の分野が今後ますます連携を深めていくことが必要となっております。そうした中で本年 10 月からスタートした大阪市の救急安心センター事業につきましては、市民の様々な医療相談、また病院紹介等に対応する窓口機能として大変好評を得ていることから、本消防組合では来年度からの当該事業への参画について現在、構成両市と協議を行っております。

次に、来年 3 月 20 日に全線開通する第二京阪道路における消防救助体制につきましては、道路上には消火栓等の水利がなく、水源を確保していくため、本消防組合では初めてとなる水槽車を今年度に購入させていただきました。今後は枚方東消防署に配備し、高速道路上における火災、山林火災等に適切に対応してまいります。

このような状況でありまして、今議会におきまして 4 件の案件をご提案させていただいております。どうぞ慎重にご審議賜りまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中谷廣一君） 管理者のあいさつが終わりました。

次に事務局から諸般の報告をさせます。

○事務局長（鴨林由秀君） ご報告申し上げます。

まず議員の出席状況から報告いたします。本日会議出席議員は 16 名で全員出席でございます。

次に例月現金出納検査の結果でございますが、平成 21 年 6 月分から 11 月分をそれぞれ消防本部において監査委員の検査を受けた結果をお手元に配布しております。

ご参照いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（中谷廣一君） ただ今、報告しましたとおり出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

次に会議規則第 70 条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。4 番北川議員、6 番鷺見議員、以上のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

次に事務局員より議事日程の報告をさせます。

○事務局長（鴨林由秀君） 議事日程

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 報告第 3 号 専決事項の報告について

日程第 3 認定第 1 号 平成 20 年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 7 号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 8 号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について

日程第 6 一般質問

以上です。

○議長（中谷廣一君） ただ今の議事日程により本日の会議を進めてまいります。

最初に日程第 1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は本日 1 日間といたしたく思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 異議なしと認め、会期は本日 1 日間といたします。

次に日程第 2 報告第 3 号 地方自治法第 179 条に基づく専決事項の報告についてを議題といたします。専決第 3 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正についての提案理由の説明を求めます。島田総務部長。

○総務部長（島田裕君） ただ今、上程をいただきました報告第 3 号の専決事項の報告につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の人事院勧告の主な内容は、初任給を中心とした若年層を除くすべての俸給月

額の引き下げや世帯主に対する住居手当の廃止、期末・勤勉手当の改正、民間給与との較差の調整を行うための4月の給与を基準とした減額調整、労働基準法改正に伴う時間外勤務手当の割増率の変更等の改正を行うこととなっております。本消防組合におきましては、これまでから人事院勧告に準じた給与改定を行ってきており、今回につきましてもこれに準じた措置をとるにあたり、本来、議会で上程すべきところではありますが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第292条において準用する同法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行ったものでございます。

なお、構成両市につきましては、枚方市では11月30日に、寝屋川市では11月27日にそれぞれ開催をされました臨時議会におきましてすでに上程、可決済みであります。

それでは改正内容につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の3ページをお開き願います。

改正条例第1条につきましては、平成21年12月1日を施行期日とする枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。

次に参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の10ページをお開き願います。

第20条の2の住居手当につきましては、持ち家世帯主に係る住居手当月額3800円を、借入金等を有する者への加算額月額1500円をそれぞれ廃止するものでございます。

第36条第2項及び第3項の期末手当につきましては、12月の支給率100分の160を100分の150に、再任用職員に係る期末手当の支給率100分の85を100分の80にそれぞれ引き下げるものでございます。

第37条第2項の勤勉手当につきましては、支給率100分の75を100分の70に引き下げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページにお戻り願います。

別表の給料表の改正につきましては、平均0.2%の引き下げを行うものでございます。

続きまして恐れ入りますが、議案書の6ページをお開き願います。

改正条例第2条につきましては、平成22年4月1日を施行日とする枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。内容につきましては参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の12ページをお開き願います。

第 23 条第 3 項の次に加えました 3 項につきましては、月 60 時間を超える部分の時間外勤務手当の支給割合を 100 分の 150 へ引き上げる等の改正でございます。

第 36 条第 2 項及び第 3 項の期末手当につきましては、平成 22 年度以降の職員の 6 月の支給率を 100 分の 140 から 100 分の 125 に引き下げ、再任用職員の 6 月の支給率を 100 分の 75 から 100 分の 65 に引き下げ、12 月の支給率を 100 分の 80 から 100 分の 85 に引き上げるものでございます。

第 37 条第 2 項の勤勉手当につきましては、平成 22 年度以降の再任用職員の支給率を 100 分の 40 から 100 分の 35 に引き下げるものでございます。

続きまして恐れ入りますが、議案書の 7 ページにお戻り願います。

改正条例第 3 条につきましては、枚方寝屋川消防組合消防職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。

第 8 条の次に加えました第 8 条の 2 の時間外勤務代休時間につきましては、労働基準法の改正に伴い月 60 時間を超える部分の時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、手当の支給に代えて勤務を要しない日または時間を指定することができるものと改正するものでございます。

次に恐れ入りますが、議案書の 8 ページをお開き願います。

改正条例第 4 条につきましては、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正でございます。

附則第 9 項は、給料の切り替えに伴う経過措置の規定でございます。いわゆる現給保障がされています職員の給料につきましても 0.24% の引き下げを行うものでございます。

最後に附則といたしまして、第 1 項では、施行期日を平成 21 年 12 月 1 日とし、平成 22 年度以降の期末・勤勉手当の改正、時間外勤務手当等の改正及び時間外勤務代休時間の規定につきましては、平成 22 年 4 月 1 日とするものでございます。

第 2 項は、平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でございます。平成 21 年 4 月から 11 月までの期間に係る官民較差相当分を解消させるため所要の調整を行うものでございます。

なお、ご参考までに申し上げますと、今回の改正に伴う人件費の削減額は本年 5 月の人事院勧告に基づく 6 月の期末・勤勉手当 0.2 月分の凍結分と合わせましておおむね 1 億 1000 万円となるものでございます。また、職員の 1 人当たりの平均支給額は 6 月の期末・勤勉手当の凍結分を含めおおむね 18 万円の減額となるものでござい

す。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中谷廣一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 異議なしと認め、よって本件は承認することに決しました。

以上をもって日程第2報告第3号の専決事項の報告についてを終結いたします。

次に日程第3認定第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。永田会計管理者。

○会計管理者（永田久美子君） ただ今、上程されました認定第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により監査委員のご意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

平成20年度の社会経済情勢は、緩やかな景気後退局面から秋の世界的な金融危機の拡大を契機に急速な景気後退が見られ、経済・雇用状況は大きく悪化いたしました。

このような状況の下、近年、複雑多様化の傾向にある都市型災害に迅速かつ適切に対応できる体制の確立に向け、消防庁舎の耐震化など防災活動拠点の整備や高規格救急車等の車両更新など救急体制の強化を進めてまいりました。また、消防組織の構造改革に取り組み、人件費の削減にも努めてまいりました。今後も厳しい財政状況を踏まえ、消防経営戦略プランの基本方針に基づき、効率的、効果的な財政運営に努めてまいります。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきましてご説明申し上げます。

まず決算書の5ページをお開きください。収入済額の最下段、歳入合計は80億9988万7675円、続きまして7ページの支出済額の最下段、歳出合計は80億237万8755

円で、歳入歳出差引残額は 9750 万 8920 円でございます。

次に実質収支額でございますが、決算書の 38 ページをお開きください。継続費など翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 9750 万 9000 円でございます。

また、歳入歳出の予算現額に対する執行率は、歳入 99.9%、歳出 98.7%で、平成 19 年度決算と比較いたしますと、歳入の増減率はマイナス 4.2%、3 億 5073 万 9000 円の減額、歳出の増減率はマイナス 4.4%、3 億 6394 万 9000 円の減額となりました。

続きまして歳入歳出決算事項別明細書により順次ご説明申し上げます。12 ページをお開きください。

歳入関係ですが、第 1 款 分担金及び負担金 77 億 3980 万 6367 円で、組合構成両市からの負担金として枚方市 46 億 3967 万 7367 円、寝屋川市 31 億 12 万 9000 円を収入したものでございます。

次に第 2 款 使用料及び手数料 873 万 740 円で、主に危険物許認可手数料でございます。

第 3 款 国庫支出金 1393 万 5000 円で、その内容としましては第 1 目 消防施設整備費国庫補助金は災害対応高規格救急自動車 1 台及び高度救命処置用資機材一式の購入に係る消防施設整備費等補助金 1171 万 5000 円でございます。第 2 目 土木費国庫補助金は 7 消防出張所の耐震調査及び 2 消防出張所の耐震補強設計に係る住宅・建築物耐震改修等事業費補助金 222 万円でございます。

14 ページに移りまして、第 4 款 府支出金 1268 万 8285 円で、第 1 項 府負担金は府立消防学校への教官派遣職員 1 名の人件費相当分で、職員派遣府負担金 793 万 6285 円、第 2 項 府補助金は消防用ヘリコプター運営費補助の常備消防費府補助金 475 万 2000 円でございます。

第 5 款 財産収入 102 万 9430 円は、NO_x規制により平成 21 年 1 月以降の継続検査を受けることができないマイクロバス 1 台を売り払ったことによる収入でございます。

第 6 款 寄附金の歳入はございません。

次に 16 ページをお開きください。第 7 款 諸収入 1019 万 8619 円で、第 1 項 組合預金利子 1 万 563 円、第 2 項 雑入 1018 万 8056 円で、主に防火管理講習会収入、消防賞じゅつ金及び本消防組合から枚方市に派遣しています職員 1 名の人件費相当額などでございます。

第 8 款 組合債 2 億 2920 万円で、消防車両購入に係る消防施設整備事業債 1 億 5300 万円と寝屋川消防署庁舎耐震補強工事に係る防災対策事業債 7620 万円でございます。

第 9 款 繰越金 8429 万 9234 円で、平成 19 年度からの繰越金でございます。

18 ページをお開きください。以上、歳入合計は 80 億 9988 万 7675 円でございます。

続きまして歳出関係についてご説明申し上げます。20 ページをお開きいただきたいと存じます。

第 1 款 議会費 286 万 2550 円は、議会運営に要した費用で、予算現額に対する執行率は 73.2%でございます。

第 2 款 総務費 1 億 323 万 7639 円で、予算現額に対する執行率は 91.7%でございます。主な内容といたしまして、第 1 項 総務管理費 1 億 289 万 7939 円は、23 ページをご覧ください。非常勤職員報酬及び特別職報酬として 463 万 2000 円、臨時職員に対する賃金 704 万 3323 円、庁舎清掃と 3 署受付業務、消防総務事務及び会計事務などの委託料 9019 万 4472 円でございます。

24 ページをお開きください。第 3 款 消防費 76 億 772 万 2219 円で、予算現額に対する執行率は 98.8%となっております。主な内容といたしまして、第 1 目 常備消防費 72 億 4208 万 3805 円は、25 ページから 31 ページにかけて記載しておりますが、消防職員の人件費関係として給料 28 億 4260 万 4288 円、職員手当 31 億 839 万 8655 円、27 ページに移りまして共済費 8 億 2856 万 9552 円でございます。続きまして 29 ページをご覧ください。需用費では消耗品費、燃料費、光熱水費及び修繕料など 1 億 8017 万 6863 円、役務費は電話料や各種機器等の保守検査費用として 5106 万 2961 円、委託料では消防情報システム及び出退勤管理システムなどの人事給与システムの保守・改造や携帯・I P 電話 119 番発信表示の導入経費など 9357 万 7610 円、使用料及び賃借料は消防情報システム機器などの借り上げや防災気象情報送受信料及び発信地表示システム利用料など 6381 万 2146 円、備品購入費は消防、救急、救助の各隊が使用しますフレーム式テントや空気呼吸器用ボンベなど機械器具の購入経費 2012 万 3176 円でございます。31 ページに移りまして、負担金、補助及び交付金は枚方市からの職員派遣の人件費負担金並びに消防用ヘリコプター運営費負担金など 4812 万 7435 円でございます。

次に第 2 目 広報公聴費 269 万 9746 円で、住宅用火災警報器の早期設置や火災予防運動などの啓発活動に要した費用でございます。

32 ページをお開きください。第 3 目 職員研修厚生費 3712 万 7930 円で、主な内容

は消防職員の健康管理委託料をはじめ救急救命士の派遣養成や消防大学校及び府立消防学校への派遣、資格・免許等取得のための講習会に要した費用でございます。

次に第4目 消防施設費 3億2581万738円で、主な内容といたしまして本部及び3署16消防出張所の庁舎の修繕料として需用費1488万4440円、7消防出張所の耐震調査及び2消防出張所の耐震補強工事設計に要した委託料1610万700円、本部・枚方消防署合同庁舎の空調設備取替工事や枚方東消防署の公共下水道接続工事、また寝屋川消防署の耐震補強工事及び空調設備取替工事などの工事請負費1億948万71円、消防ポンプ自動車3台、高規格救急自動車2台、高度救命処置用資器材2式、人員搬送車2台、査察車2台、事務連絡車1台、軽事務連絡車3台の更新や、署活系400メガヘルツ帯無線機6台の購入に係る備品購入費1億8534万5527円でございます。

次に第4款 公債費 2億8855万6347円で、予算現額に対する執行率は100%でございます。35ページをお開きください。内容ですが、地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

以上、歳出合計は80億237万8755円でございます。

なお、39ページ以降の財産に関する調書につきましては、甚だ勝手ながら説明は省略させていただきます。

以上、誠に簡単な説明で恐縮に存じますが、平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。添付いたしております決算審査意見書並びに資料をご参照いただきまして、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中谷廣一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。西村議員。

○10番（西村健史君） 平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算に対し、日本共産党議員団として討論を行います。

平成20年度の歳出決算額は平成19年度と比較し歳出総額で約3億6400万円、比率で4.4%の減額となっています。人件費の減額分4億800万円を差し引きますと、物件費や投資的経費など消防資器材の購入や消防施設の整備などに係る経費であります。逆に約4500万円の増額となっているわけであります。3台の消防ポンプ車をはじめと

して2台の高規格救急自動車、高度救命処置用の資器材2式の購入や寝屋川消防署の耐震補強をはじめとした消防署所の耐震整備に重点的に取り組んでいただいたことは評価するものであります。

しかしながら一方、人件費ではどうなのか。退職手当の減額分を差し引きましても約3億1300万円の減額となっています。人件費の減少は給与の引き下げや職員の大量退職による平均年齢の低下等により平均給与額が減額したとしても、消防職員数の減員が大きく影響している。これは事実であります。消防職員は消防士や救急、そして救助隊員が平成19年度と比べると14人も減少しているわけでありまして。そして伊加賀出張所も閉鎖されました。この体制でほんとうに市民の安心、安全な生活が確保できるのでしょうか。適正な消防力を維持するためにはポンプ車や救急車などの資器材と、これを有効に活用し、組織的に活動できる力の人の力、いわゆるマンパワーと、そして活動する拠点としての施設が必要であります。器材と施設と人がバランスよく配置されて初めて消防力が発揮されるのではないのでしょうか。

今年3月議会で私は交替制勤務職員、いわゆるファイヤーマンが5年間で37人も減員され、また予防担当では消防庁の整備指針と比較して16人も少ないということ指摘し、竹内管理者から適正に是正する旨の答弁をいただいたわけでありまして。今年の採用試験では34人の採用予定者を確保できたと聞きました。大量退職者が続いています。国の整備指針では交替制職員、一般的には消防士と言われていますが、この国の整備指針では723人必要ですが、本組合では平成20年度は削減されて547人となっているわけでありまして。国の示す整備指針から見てもまだまだ不十分である、こういうことを言わざるを得ません。

今年日本各地で異常気象による風水害が発生し、多くの尊い命と財産が失われました。関東・東海地方では大地震の発生を予兆するような地震が発生しています。また、都市部ではレジャー施設などの火災で多くの方が犠牲になっているわけでありまして。今後も予測しがたい自然災害の発生が危惧され、また近い将来、東南海・南海地震の発生が懸念される中で、消防の任務はますます重要性を増している。このことを管理者には特にご認識をいただきまして、今後の消防職員の増員を求めたいと思います。

よって平成20年度決算は認めることができないことを表明し、討論とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中谷廣一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） ほかに討論なしと認め、これから認定第1号 平成20年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についての件を採決いたします。採決方法は起立により決したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） ご異議なしと認め、採決します。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（中谷廣一君） 起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に日程第4議案第7号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田総務部長。

○総務部長（島田裕君） ただ今、上程をいただきました議案第7号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本年4月に国の経済危機対策が決定をされ、総務省の緊急地域安全対策事業として防火安全教育指導のための住宅用火災警報器の配備の事業が示されました。本事業につきましても、自動火災報知設備の設置が義務づけられていない火災の危険性が高い社会福祉施設等に対し、全額国費により住宅用火災警報器を各地方公共団体に配備し、当該施設に配置をするものでございます。

本消防組合管内の社会福祉施設等について調査をいたしましたところ、枚方市域では57施設で456個の住宅用火災警報器が、寝屋川市域では35施設で194個の住宅用火災警報器がそれぞれ本事業の対象となることが判明をいたしました。そうした中でこの事業を推進していくにあたりまして、国から本消防組合に配備をされ組合財産となった住宅用火災警報器を対象となる社会福祉施設等に対し譲与していくためには、本消防組合の財産の譲与等に関する必要な事項を条例に定める必要があります。そのため本条例を制定するにつき、地方自治法第292条において準用します同法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の19ページをお開き願います。

第1条につきましては、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条から第4条までは、普通財産に関する事項を定めるものであり、第2条では

普通財産の交換に関する事項を、第3条で普通財産の譲与又は減額譲渡に関する事項を、第4条で普通財産の無償貸付け又は減額貸付けに関する事項をそれぞれ定めるものでございます。

第5条では、行政財産の無償貸付け又は減額貸付けに係る事項を定めるものでございます。

第6条では、物品の交換に関する事項を定め、第7条では、このたび国から譲与を受ける住宅用火災警報器につきまして、本消防組合が物品譲与を行う場合の根拠となる事項を定めるものでございます。

第8条では、物品の無償貸付け又は減額貸付けに関する事項を定めるものでございます。

附則でございますが、本条例の施行日を平成21年12月25日とさせていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第7号 枚方寝屋川消防組合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制定についての説明とさせていただきます。

どうかよろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中谷廣一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

次に日程第5議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。島田総務部長。

○総務部長（島田裕君） ただ今、上程をいただきました議案第8号 枚方寝屋川消防組合消防手数料条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の22ページをお開き願います。

本消防組合では昭和 26 年に消防手数料条例を制定し、り災証明書の交付に対し手数料を徴収しているところでございます。そうした中で構成両市では自然災害等の被害者に対し発行している被災届出証明書や被害証明書の交付手数料は無料とされていることから、これまでもり災者から本消防組合に対し、り災証明書の無料化の要望が行われてきました。そのため本消防組合では年間 2 万円前後の収入が減少いたしますが、り災証明書 1 枚当たりの交付手数料 50 円を無料化することにより、り災者の負担を軽減するとともに、これを機に本消防組合のすべての署所で交付をし、また交付日を土・日・祝日へ拡大するなど、より一層市民サービスの向上に努めていくものでございます。

それでは改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 24 ページをお開き願います。

別表第 2 中、第 1 項のり災証明書の手数料の項を削除し、第 2 項から第 8 項をそれぞれ 1 項ずつ繰り上げるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の 23 ページにお戻り願います。

附則でございますが、第 1 項で、本条例の施行日を平成 22 年 4 月 1 日と定めております。

第 2 項につきましては、経過措置といたしまして、本条例の施行前の申請に係る手数料につきましては、従前によるものとさせていただきますものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、どうかよろしくご審議の上、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中谷廣一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案の採決を行います。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中谷廣一君） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決しました。

次に日程第6 一般質問を行います。一般質問については前田議員から通告がありましたので、前田議員の質問を許します。前田議員。

○13番(前田富枝君) 一般質問の許可を与您していただきましてありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

氷室出張所の兼務運用について。先日、氷室管内の地元の方々とお話する機会がございました。地元の方は怒っておられないのかと思ったのですが、怒るものにも兼務運用されてること自体ご存じなかったのです。消防では兼務運用について地元の方とお話されたということですが、お一人お一人には伝わっておりません。皆さんは消防車も救急車もおいてありますやん。そやから安心やと思ってましたわ、とおっしゃってはりました。それはそうです。氷室管内は東部清掃工場建設にあたっては本当にご迷惑をおかけし、いわゆる迷惑施設を受け入れてくれはりました。その見返りがこの兼務運用でしょうか。全く信じられるものではございません。

来年3月20日、第二京阪道路が全線開通との報道がされております。全線開通するとこれまでと違った事故や災害が予測されることは、ここにおられる理事者の方々もよくよく分かっておられると思います。しかし、氷室出張所ではポンプ車と救急車の兼務運用を続けてはる。このようなことで本当に市民の安心、安全を守っていくことができるのでしょうか。枚方市長である竹内管理者は先日の枚方市議会定例会でも市民の安心、安全を守るとおっしゃっておりました。氷室管内の方々の安心と安全はどうなっているのでしょうか。皆さん同じように税金を納めてはるのです。ここにおられる皆さん、ご自分の地域がこのような状態ならどのように思われるのでしょうか。それでも兼務運用を続けるとおっしゃるのなら、納得のいくご答弁をお願いします。以上で1回目を終わります。

○議長(中谷廣一君) 質問が終わりました。答弁を求めます。島田総務部長。

○総務部長(島田裕君) 前田議員の質問にお答えいたします。

氷室出張所における消防ポンプ車と救急車の兼務運用につきましては、消防力の整備指針に基づき平成18年4月から実施をしているものでありますが、同指針の基準では運用開始からこれまでの間、兼務運用の継続を妨げる状況ではございません。しかしながら今後、第二京阪道路が全線開通する中で、第二京阪道路上での災害出動状況をはじめ同所管内における救急車出動中の火災発生状況や人口等の推移、開発状況などあらゆる角度から引き続きしっかりと検証を行ってまいりたいと思っております。

○議長(中谷廣一君) 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 残念ながら全く納得のいくご答弁ではございません。消防力の整備指針に基づきなんてことで氷室管内の方々が果たして納得いくのでしょうか。また、第二京阪が開通してから検証していくなんて、そういったのんびりとしたことでののでしょうか。今一度立ち止まって考えていただきたいと思います。

ところで、数年前から歴代の消防長さんは市から来られた職員さんが消防長としてこちらに座っておられました。責務を放棄して、互助会の退職金上積み欲しさに辞めていった人もおられました。また、市から来てはった人でも本当に消防のことを思ってくれてはった消防長さんもおられました。しかし今年度、消防組合からのたたき上げの方が消防長になりました。これが本来の姿だと思います。そこで消防長さんご自身はこの兼務運用について、関係部署に遠慮することなく賛成なのか反対なのかお聞きしたいところですが、なかなか答えにくいと思いますので、この状況をどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。以上で2回目を終わります。

○議長（中谷廣一君） 答弁を求めます。仙田消防長。

○消防長（仙田恵造君） 前田議員の2回目の質問にお答えいたします。

氷室出張所の兼務運用につきましては、厳しい財政状況の中で安全、安心の課題に直面しながら構成市との協議のもと、構造改革の一環として実施しているものでございます。今後も制服職員の中から選ばれた消防長として崇高な消防の使命を胸に刻みながら、枚方、寝屋川両市民の信頼に応えられる消防を目指して全力で取り組んでまいります。

○議長（中谷廣一君） 答弁が終わりました。再質問はありませんか。前田議員。

○13番（前田富枝君） 消防長さん、お答えいただきましてありがとうございます。私も厳しい財政状況も十分理解しております。しかし、消防というのは市民の人命を第一に考えていかななくてはならない組織です。それを減らしていくということは、私も到底理解できるものではございません。せっかく消防組合から消防長になられたのですから、消防職員として現場の声をいろんな機会に訴えていただきたい。そして高齢化が進む中、救急要請も多くなります。氷室には人おらんよってに、よその出張所から来たんで到着遅れましたわ、なんてことは言えません。多くの職員さんは絶対にこんな兼務運用してたらあかんと思っってはるはずです。何も起こっていないからということではなく、何かあってからでは遅いんです。安心、安全を守っていくという観点からもう一度お考えいただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中谷廣一君） これにて前田議員の質問を終結いたします。

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして本日の会議に付された案件はすべて終わりました。

閉会に際し管理者からのあいさつをお受けいたします。竹内管理者。

○管理者（竹内脩君） 12月定例議会の閉会にあたりまして一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は年末お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、長時間にわたりご提案を申しあげました諸案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれもご認定、ご可決をいただきましたことを心より厚くお礼を申し上げます。今議会でいただきましたご意見等につきましては、精査の上、今後の消防行政に活かしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

ところで、冒頭開会のあいさつで申しあげましたように、本消防組合では消防・救急無線のデジタル化や消防本部庁舎の整備など課題が山積しており、これらに対応するため、現在進めております消防経営戦略プランを検証しながら、平成23年度にスタート予定の第3次将来構想計画の策定に向けた検討を明年2月頃から開始していきたいと考えております。今後とも財政とのバランスを考慮しながら、様々な課題を解決し、適正な組合運営に努めてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

なお、新春恒例の平成22年消防出初式につきましては、1月10日午前10時から寝屋川市太間地先の淀川河川公園太間地区で枚方市、寝屋川市の各消防団と消防組合合同で挙行いたす予定でございます。議員の皆様におかれましては、寒さ誠に厳しい折ではございますが、ぜひご臨席を賜り、ご査閲いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

年末年始を控え慌ただしさが増してまいります。枚方、寝屋川両市民が安心して新年を迎えていただけるよう、枚方、寝屋川両市と連携を深め、全力を傾注し消防行政の推進に努めてまいります。議員の皆様におかれましても健康に留意され、ますますご活躍されますとともに、よき新春をお迎えいただきますよう心からお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○議長（中谷廣一君） 管理者のあいさつが終わりました。

それでは高い席からではございますが、私からも閉会にあたりましてひと言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆様方には年末何かとご多忙にもかかわらず、早朝よりご苦勞さまでございました。この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜り、誠にありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

皆様方にはつつがなく新年を迎えられますようお祈りいたしまして、本日の会議の閉会いたします。どうもありがとうございました。ご苦勞さまでございました。

(午前 10 時 59 分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成 21 年 12 月 25 日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 中 谷 廣 一

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 鷺 見 信 文

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 北 川 健 治